平成２７年（フ）第５８７７号
東京都練馬区小竹町２丁目47―２―203
債務者　吽野　恭子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８７８号
神奈川県藤沢市下土棚224―10―202
債務者　山本　　敦
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８８２号
東京都江戸川区南葛西６丁目20―14―302
債務者　石山久美子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８８８号
東京都世田谷区鎌田２丁目３－１―105
債務者　長谷川宣樹
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８８９号
東京都世田谷区宮坂１丁目34―22　経堂ポイントＷＥＳＴ101
債務者　副島　久嗣
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８９０号
東京都世田谷区祖師谷２丁目５―23―401
債務者　能見　義伸
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８９１号
東京都墨田区菊川２丁目23―１―702
債務者　福島　成美
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８９２号
東京都文京区大塚６丁目33―１―102
債務者　小林由紀江
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８９５号
東京都江戸川区南小岩５丁目９－８―302
債務者　平野由美子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８９９号
東京都板橋区徳丸４丁目11―15―305
債務者　比嘉　大祐
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５９２５号
東京都板橋区板橋４丁目６－１―1409
債務者　武藤　隆文
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５９２７号
東京都中央区佃２丁目２―11―3409
債務者　小野寺明日香
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５９３２号
東京都品川区東品川１－８－７―401、住民票上の住所神奈川県川崎市高津区北見方２丁目27―５―504
債務者　片桐　　勝
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５９４１号
東京都練馬区春日町４丁目12―５―105
債務者　井口とよ子
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５９４２号
東京都中央区佃２丁目５―13―201
債務者　尾崎あかね
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５９４３号
東京都北区浮間１丁目14―10―105
債務者　木村　恭子
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部